

局内関係各課長 様
関係事務（管理）所長・センター長 様

企 画 部 長

関東地方整備局における建設現場の遠隔臨場の実施について一部改正（通知）

関東地方整備局における建設現場の遠隔臨場については、「関東地方整備局における建設現場の遠隔臨場の実施方針」により実施してきたところであるが、「建設現場の遠隔臨場に関する実施要領（案）」及び「建設現場の遠隔臨場に関する監督・検査実施要領（案）」が一部改正されたことを踏まえ、「関東地方整備局における建設現場の遠隔臨場の実施方針について」を一部改正したため通知する。

また、遠隔臨場における工夫した事例を集めた「建設現場における遠隔臨場 取組事例集（第二版）」も併せて策定されたため、遠隔臨場の普及拡大の参考とされたい。
なお、運用に当たっては、下記のとおりとする。

記

1. 実施目的

- ・遠隔臨場によりインフラ分野のDXを推進し、移動時間の軽減や立会の待ち時間の軽減となり、受発注者の建設現場の働き方改革、生産性の向上を期待。
 - ・監督職員は、遠隔臨場により創出された時間を活用し、現場で実施することが必要な立会や打合せ等の時間を確保。
- ※ 遠隔臨場により「段階確認」、「材料確認」及び「立会」が効果的に実施可能な工種・項目、困難な工種・項目を明らかにする。
- ※ 遠隔臨場が適さない工種・項目は通常の「現場臨場」を行うものとし、全ての工種・項目で遠隔臨場を実施する必要はない。

2. 対象工事（営繕関係、港湾空港関係を除く）

全ての工事を対象とする。

ただし、工事発注規模が1億円未満の工事は工事内容を踏まえ遠隔臨場の実施を判断。

- (1) 工事発注規模が1億円以上の工事は、「発注者指定型」により全て実施。
- (2) 工事発注規模が1億円未満の工事は、立会頻度が多いなど遠隔臨場の効果が期待できる工事を「発注者指定型」により実施。
また、上記以外の工事においても契約後に受注者に意向確認し協議の上、「発注者指定型」により実施することが可能。

3. 費用の負担（「発注者指定型」）

遠隔臨場にかかる費用は、当初設計では計上せずに、全額を設計変更にて技術管理費に積上げ計上する。

※ 契約後に受注者に意向確認を行った上で遠隔臨場を実施する工事においても、遠隔臨場にかかる費用は「発注者指定型」とし、全額を設計変更にて技術管理費に積上げ計上する。

4. 適用

令和5年4月1日以降に入札契約手続（入札・契約手続運営委員会）を開始する工事。

【問い合わせ先】企画部 技術調査課 建設専門官 近 藤（3252）
係長 石戸谷（3271）

関東地方整備局における建設現場の遠隔臨場の実施方針について

令和4年5月25日

(一部改正) 令和5年3月29日

1. 実施目的

- ・遠隔臨場によりインフラ分野のDXを推進し、移動時間の軽減や立会の待ち時間の軽減となり、受発注者の建設現場の働き方改革、生産性の向上を期待。
- ・監督職員は、遠隔臨場により創出された時間を活用し、現場で実施することが必要な立会や打合せ等の時間を確保。
- ※ 遠隔臨場により「段階確認」、「材料確認」及び「立会」が効果的に実施可能な工種・項目、困難な工種・項目を明らかにする。
- ※ 遠隔臨場が適さない工種・項目は通常の「現場臨場」を行うものとし、全ての工種・項目で遠隔臨場を実施する必要はない。

2. 実施内容

- ・動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）とWeb会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」の遠隔臨場を行うものである。
- ・なお、本実施方針に記載のない事項については「建設現場における遠隔臨場に関する実施要領（案）R5年3月」を参考に実施する。

3. 対象工事（営繕関係、港湾空港関係を除く）

全ての工事を対象とする。

ただし、工事発注規模が1億円未満の工事は工事内容を踏まえ遠隔臨場の実施を判断。

(1) 工事発注規模が1億円以上の工事は、「発注者指定型」により全て実施。

- ※ 道路維持工事等、作業員を人工で計上する工事を除く
- ※ 現場の通信環境が確保出来ず、リアルタイムでの映像確認が困難な工事を除く
- ※ 第三者による品質証明の試行対象工事を除く（「施工者と契約した第三者による品質証明の試行工事の決定について（企画部技術調整管理官）」による）
- ※ 機械工事においては、工場製作を含まない工事を除く

(2) 工事発注規模が1億円未満の工事は、立会頻度が多いなど遠隔臨場の効果が期待できる工事を「発注者指定型」により実施。

また、上記以外の工事においても契約後に受注者に意向確認し協議の上、「発注者指定型」により実施することが可能。

4. 費用負担

「発注者指定型」

遠隔臨場にかかる費用は、当初設計では計上せずに、全額を設計変更にて技術管理費に積上げ計上する。

※ 契約後に受注者に意向確認を行った上で遠隔臨場を実施する工事に

においても、遠隔臨場にかかる費用は「発注者指定型」とし、全額を設計変更にて技術管理費に積上げ計上する。

5. 適用

令和5年4月1日以降に入札契約手続（入札・契約手続運営委員会）を開始する工事。

ただし、手続中工事、稼働中工事においては、9.フォローアップ調査（1）の提出を求める。

6. 費用算出方法

遠隔臨場にかかる費用については、技術管理費に積上げ計上する。

なお、管理費区分は「9：全ての間接費の対象にしない場合」で計上すること。

機器の手配は基本的にリースとし、その賃料を計上することとするが、やむを得ず購入せざるを得ない機器がある場合は、その購入費に、機器の耐用年数に対する使用期間（日単位）割合を乗じた分を計上することとする。また、受注者が所持する機器を使用する場合も、基本的には同様の考え方とする。

※耐用年数は、下記の国税庁 HP を参照

例) カメラ、ネットワークオペレーティングシステム、アプリケーションソフト：5年

ハブ、ルーター、リピーター、LANポート：10年

<https://www.keisan.nta.go.jp/h30yokuaru/aiiroshinkoku/hitsuyokeihi/genkashokyakuhi/taiyonensuhyo.html>

〈費用のイメージ〉

- ① 撮影機器、モニター機器の賃料（又は損料）
- ② 撮影機器の設置費（移設費）
- ③ 通信費
- ④ その他（ライセンス代、使用料、通信環境の整備等）

〈留意点〉

- ・ 従来の立会・確認に要する費用は、共通仮設費として率計上されているため、遠隔臨場に当たっては、従来の費用から追加で必要となる費用を計上すること。
- ・ なお、費用の計上は、受注者1社から見積もりを徴収し、対応すること。
- ・ 費用算出に当たっては、実施に必要な最低限の費用を計上すること。

7. 動画撮影

- ・ 動画撮影は、撮影者の安全を確保するため、撮影者が移動の際に横転等が考えられるいわゆる「歩きスマホ」（カメラを手に持って歩きながら撮影）での撮影はしないこと。
- ・ 動画撮影は、静止して撮影又は撮影者のヘルメットや胸ポケットに付ける等の安全に配慮すること。

8. 配信システム等

- ・配信に利用するシステムは、「パッケージ化したシステム」、「情報共有システム（ASP）」、「Web会議システム（Teams、zoom等）」等、何れのシステムでもよい。
- ・発注者の標準的な通信環境の仕様を下表に示す。

表 配信システムに関する仕様

項目		仕様
通信プロトコル方式 及びポート番号	TCP	80、443
	UDP	なし
利用環境	OS	Windows10
	ブラウザ	Microsoft Edge
	アプリケーション	アプリケーションのインストールは原則行えません。

9. フォローアップ調査

(1) 基礎調査

特記仕様書において、遠隔臨場を実施した工事における、遠隔臨場を適用した項目、適用せず現場臨場とした項目、使用した機器の報告を位置づけるものとする。

(2) アンケート調査

遠隔臨場を実施した工事の受発注者を対象にフォローアップ調査を実施するため、積極的に協力すること。

なお、調査内容等については、改めて依頼するものとする。

10. その他

- ・遠隔臨場の対象工事は、「監督職員が現場に行かなくて良い」というものではない。
- ・映像で確認できる材料確認や寸法確認の立会等において遠隔臨場を活用することにより削減された時間を有効に活用し「全体の確認が必要な現場臨場」や「受注者との打ち合わせ」等を充実させ、効率的な監督業務を行うことが重要である。
- ・今後は、フォローアップ調査により土木工事のみならず、機械工事、電気工事などの工種について遠隔臨場の適用性を確認していく予定である。

11. 特記仕様書記載例「発注者指定型」

第〇条 建設現場における遠隔臨場の実施

1. 建設現場における遠隔臨場の実施

「建設現場における遠隔臨場の実施」は、受注者における「段階確認に伴う手待ち時間の削減や確認書類の簡素化」や発注者（監督員）における「現場臨場の削減による効率的な時間の活用」を目指し、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）とWeb会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」の遠隔臨場を行うものとする。

なお、遠隔臨場の実施に当たっては「建設現場における遠隔臨場に関する実施要（案）R5年3月」を参考に実施するものとする。

URL <https://www.mlit.go.jp/tec/content/001594449.pdf>

2. 遠隔臨場を適用する工種、確認項目

現場での適用・不適用については、受発注者間にて協議の上、適用する工種・確認項目を選定することとする。

3. 実施内容

(1) 段階確認・材料確認、立会での確認

① 受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）により取得した映像及び音声をWeb会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」及び「立会」を行うものとする。

② 確認実施者が現場技術員の場合、現場技術員は使用するPCにて遠隔臨場の映像（実施状況）を画面キャプチャ等で記録し、情報共有システム（ASP）等に登録して保管する。（従来の立会資料の管理と同様とする。）

(2) 動画撮影

動画撮影は、撮影者の安全を確保するため、撮影者が移動の際に横転等が考えられる、いわゆる「歩きスマホ」（カメラを手に持って歩きながら撮影）での撮影はしないこと。

動画撮影は、静止して撮影又は撮影者のヘルメットや胸ポケットに付ける等の安全に配慮するものとする。

(3) 機器の準備

遠隔臨場に要する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）やWeb会議システム等は受注者が手配、設置するものとする。これによらない場合は監督職員等と協議し決定するものとする。

なお、配信に利用するシステムは、「パッケージ化したシステム」、「情報共有システム（ASP）」、「Web会議システム（Teams、zoom等）」等、いずれのシステムを利用してよい。

(4) 遠隔臨場を中断した場合の対応

電波状況等により遠隔臨場が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で協議を行うものとする。対応方法に関しては、確認箇所を画像・映像で記録したものをメール等の代替手段で共有し、監督職員等は机上確認することも可能とする。

なお、本項目は受発注者間で協議し、別日の現場臨場に変更することを妨げるものではない。

(5) フォローアップ調査

工事完了時に別紙提出様式を監督職員へ提出するものとする。

また、遠隔臨場を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。

詳細は、監督職員の指示によるものとする。

(6) 費用

遠隔臨場にかかる費用については、工事実施に必要な施工管理費として、全必要額を技術管理費に積み上げ計上し、設計変更するものとする。

なお、機器の手配は基本的にリースとし、その賃料を計上するものとするが、やむを得ず購入せざるを得ない機器がある場合は、その購入費に、機器の耐用年数に対する使用期間（日単位）割合を乗じた分を計上するものとする。また、受注者が所持する機器を使用する場合も、基本的には同様の考え方とするものとする。

(7) 不正行為

遠隔臨場において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等を行った場合は、「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準（令和3年9月30日付け国不建第273号）」等に従い、監督処分を実施する場合がある。

【遠隔臨場に関する基礎調査様式】

● 基本情報

工事名	
会社名	
担当者名	
連絡先	
アドレス	

● 遠隔臨場を適用した項目

No.	適用種別 (選択)	工 種 (自由記述)	細 別 (自由記述)	確認時期 (自由記述)	確認項目 (自由記述)	適用理由 (自由記述)	その他意見 (自由記述)
記入例	役割確認	矢板工	鋼矢板	打込時	高さ	・検尺及び目視確認が可能だったため ・確認頻度が多くあり、現場作業の調整の効率化を図るために実施	
記入例	役割確認	トンネル支保工		支保工完了時	ロックガルト 打込本数	・目視確認が可能だったため ・確認頻度が多くあり、現場作業の調整の効率化を図るために実施	トンネル内作業のため通信状況が悪かったがWiFiを追加して対応した

※行が不足する場合は、適宜行を追加願います。

● 遠隔臨場を適用せず、従来の現場臨場とした項目

No.	適用種別 (選択)	工 種 (自由記述)	細 別 (自由記述)	確認時期 (自由記述)	確認項目 (自由記述)	適用理由 (自由記述)	その他意見 (自由記述)
記入例	役割確認	掘削工		土質の変化した時	土質、変化位置	・土(岩)質の確認は映像では困難のため	

※行が不足する場合は、適宜行を追加願います。

● 遠隔臨場を使用した機器

No.	機器構成 (選択)	遠隔臨場システムの名称 (自由記述)	遠隔臨場システムのメーカー名 (自由記述)	監督員PCとのセキュリティ上の通信可否 (自由記述)
記入例	バッテリーシステム	Generation-eye	(株) Atos	ブラウザ版だったが直接監督員PCと接続出来ず、PCを別途準備して対応

※行が不足する場合は、適宜行を追加願います。